

令和3年度愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 助成対象者募集要綱

愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生（以下「大学生等」という。）の県内定着及びU I J ターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、本制度に登録した県内の企業（以下「登録企業」という。）に就職した場合に、愛媛県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成することとし、助成対象となる大学生等を募集します。

- ※ 本制度の利用に当たっては、あらかじめ申請し、助成対象者として認定を受ける必要があります。
- ※ 卒業後に、登録企業に正社員として就職し、継続して就業した場合、1年間の奨学金返還実績ごとに助成を受けることができます。
正社員とは、以下のいずれにも該当する労働者です。
 - ・ 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
 - ・ 派遣労働者でないこと。
 - ・ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
 - ・ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。
- ※ なお、本制度への応募により必ず登録企業に就職しなければならないものではありません。

1 目的

登録企業に大学生等が就職した場合に、愛媛県と登録企業が出捐した基金により、奨学金の返還を助成する制度を設け、将来の県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着及びU I J ターン就職の促進を図ることを目的としています。

2 募集対象者

本制度の募集対象となる者は、次のいずれにも該当する学生であって、現に県内の事業所等で正規雇用されていない者とします。

- (1) 令和5年(2023年)3月に卒業又は修了予定の大学生等であって、以下のいずれかに該当する者

<県外コース>

愛媛県外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）に在籍し、現に日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている者

<県内コース>

- ① 愛媛県出身者であって、愛媛県内の大学等に在籍し、現に日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている者（愛媛県出身者枠）
- ② 愛媛県外出身者であって、愛媛県内の大学等に在籍し、現に日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている者（愛媛県外出身者枠）

- (2) 愛媛県内の以下の日本標準産業分類に属する事業を営む登録企業への就職を希望する者

ア「ものづくり産業分野」

- ・ 大分類 D 建設業
- ・ 大分類 E 製造業
- ・ 大分類 I 卸売業，小売業
- ・ 大分類 L 学術研究，専門・技術サービス業のうち小分類 742 土木建築サービス業

イ「IT関連分野」

- ・大分類 E 製造業（再掲）
- ・大分類 G 情報通信業

ウ「観光分野」

- ・大分類 M 宿泊業，飲食サービス業
- ・大分類 N 生活関連サービス業，娯楽業のうち小分類 791 旅行業

※ 登録企業の一覧は、愛媛県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansenseido.html>

3 募集人員

<県外コース> 50名

<県内コース> (愛媛県出身者枠) 20名
(愛媛県外出身者枠) 30名

※ 一部のコースで応募が定員に満たない等、募集状況に応じて、予算の範囲内で、上記コースごとの定員を上回る人数を受け付けることもあります。

4 助成の内容

(1) 助成要件

大学等の卒業又は修了後、令和5年(2023年)4月末日までに登録企業へ正社員として就職の上、継続して就業し、かつ奨学金を返還していること。

※ 1年間の奨学金返還実績(10月分から翌年9月分)ごとに最大7年間助成を受けることができます。

※ 国家公務員・地方公務員として雇用される方は対象外です。

※ 就職した登録企業が助成額の1/2を基金に出捐しない場合は、助成されません。

※ 助成対象者が、就職する登録企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の経営の承継を目的として就業する場合など、助成対象者にとって同企業への就業の必然性が相当程度高いと認められる場合は、助成対象外とすることがあります。

(2) 助成額

助成対象者が借り入れた奨学金に係る1年間の返還額(10月分～翌年9月分)の2/3または16.8万円のいずれか低い額

(3) 助成方法

交付申請に基づき毎年度末(初回は令和6年度(2024年度)末)に、(2)の助成額を支払います。

なお、助成金は、原則として日本学生支援機構に支払います。

5 応募方法

(1) 提出方法 郵送

(2) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

(3) 提出書類

① 令和3年度愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者認定申請書【様式第1号】

② 履歴書【様式第2号】

③ 奨学金貸与証明書(又はこれに準ずる書類)

④ 申請者本人の現住所と氏名の両方を確認できる書類(1点)

※ 例：住民票、運転免許証(写)、賃貸契約書(写)、公共料金請求書(写)等

※ 本申請における「現住所」とは、「通学のための居所」又は「住民票の住所」とします。

- ⑤ 在学証明書（在学中の大学等の名称、学部、学科、専攻、学年がわかるもの。大学等が発行したもの（原本）に限る。）
 - ⑥ 成績証明書（直近の状況がわかるもの。大学等が発行したもの（原本）に限る。）
- ※ 大学院生にあつては、大学在学時の成績証明書も提出すること。

6 募集締切 令和4年2月28日（月） ※当日消印有効

7 助成対象者の認定方法

成績等を勘案し、選考の上、その結果を文書で通知します。

※ 助成対象者として認定された場合であっても、「4（1）助成要件」を満たさなければ助成されません。

8 助成対象者認定の取消

次の事由に該当した場合は、助成対象者の認定を取り消すことがあります。

- （1）奨学金の貸与を取り消されたとき。
- （2）令和5年（2023年）3月末までに大学等を卒業できなかったとき。
- （3）令和5年（2023年）4月末までに登録企業に就職しなかったとき。
- （4）奨学金の返還が免除されたとき。
- （5）他の自治体等による奨学金返還支援制度を利用したとき。
- （6）対象企業に就職したが、1年間分の奨学金を返還する前に離職したとき。
- （7）助成対象者を辞退する旨の申し出があったとき。
- （8）その他、助成対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき。

9 助成対象者認定後の流れ（予定）

（1）助成対象者認定後

県や登録企業から県内就職に関する情報を提供します。県や登録企業が開催・参加する就職セミナーや説明会等に積極的に参加してください。

※ 登録企業へのエントリーなど、登録企業と連絡を取り合う際には、自身が助成対象者であることを登録企業の人事担当者へ伝えてください。

（2）就職した年度

就職した企業名や連絡先等を県に報告してください。（就職後1か月以内）

- （3）令和5年（2023年）10月～令和6年（2024年）9月分の奨学金返還を行った時点
令和6年（2024年）10月末までに、県が指定する所定の様式を添付のうえ、交付申請を行ってください。（2年～7年経過時も同様）

10 問合せ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2509

MAIL sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

登録企業や様式等は愛媛県のホームページで公開します。

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansienseido.html>